

# JARI-RB 審査ニュース

第147号  
[2009年6月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0783	2009. 5. 1	トヨタテクノクラフト株式会社 愛知工場	救急車、パトカー等の特装車の生産
JAER0784	2009. 5. 1	アラコ九州相知株式会社	自動車用シートカバーの製造

## 初回登録(品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0176	2009. 5. 26	株式会社プロジェクト・ミュー	自動車、オートバイ用制動装置部品(ブレーキパッド、ディスクローター、ブレーキキャリパー等)の設計・開発、製造及び販売、並びに自動車用アクセサリー(ホイールナット等)の製造及び販売

## 更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0174	2009. 5. 11	株式会社日本クライメイト システムズ	自動車用空調機器の開発、製造及びサービス業務全般
JAER0491	2009. 5. 30	有限会社近藤解体引上社	自動車の解体、中間処分、並びに自動車用中古部品及び再生部品の販売
JAER0492	2009. 5. 30	株式会社ホンダトレーディング	非鉄金属、鉄鋼、機械設備、金型、自動車用部品、合成樹脂、農水産物、紙、木材等の輸出入及び国内販売
JAER0493	2009. 5. 30	トモエ工業株式会社 万場工場	自動車関連部品の金属曲げ加工
JAER0707	2009. 5. 26	桜井車体工業有限会社	自動車用钣金部品の製造

## 更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0123	2009. 5. 30	エイティーメンテナンス株式会社	1. 鋳造、加工用付帯設備の設計、製造及び据付 2. 鋳造、加工設備の保全及び同設備用部品、治具の製作 (製缶品、取扱修理、築炉工事 を含む) 3. 金属部品の熱処理及び溶接補修

**登録拡大(環境)**

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0244	2009. 5. 29	ヤマハモーターパワープロダクツ 株式会社	・技術センターの拡大 ・ATV, ゴルフカー, 発電機, 汎用エンジン等の開発・製造・販売

**登録の一時停止のお知らせ(環境)**

JAER0582 株式会社 町井製作所 : 停止期間 2009年5月21日～2009年11月21日

登録情報の詳細はJARI-RBホームページ（URL：<http://www.jari-rb.jp/>）をご参照ください。

〔お詫び〕 JARI-RB審査ニュース146号の審査登録情報において、 JAQR0046のケーブル工業株式会社様の「更新登録」に誤りがありました。心よりお詫び申し上げます。〔(誤)環境→(正)品質〕

**環境関連法規等の動き**

(09/4/24～09/5/21)

**法規情報****「土壤汚染対策法」の一部を改正する法律(第二十三号)**

(環境省：2009.04.24)

公布：2009.04.24

施行日：2010.04.01までの間において政令で定める日（但し、許可の申請を除く）

『汚染土壤の適正な処理に関する改正が行なわれました。』

1. 中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会でとりまとめられた答申にみられる「現状と問題点」

- (1) 法に基づかない土壤汚染の発見の増加（発見された汚染土壤の適正管理への不安）
- (2) 掘削除去の偏重（土地の所有者等の過剰な負担や問題のある掘削除去の増加）
- (3) 汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散（汚染土壤の不適正な処理事案の発生）

2. 「改正法律の概要」

- (1) 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

- ①一定規模以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令
- ②自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、(2)の区域として指定し、適切に管理
- ③都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務

- (2) 規制対象区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化等

区域の分類化と必要な対策の明確化

- ① 盛土、封じ込め等の対策が必要な区域【要措置区域 ※】  
(※ 都道府県知事が必要な対策を指示。対策後は、解除又は②の区域に指定)
- ② 土地の形質変更時に届出が必要な区域【形質変更時要届出区域】

- (3) 搬出土壤の適正処理の確保

- ①上記(2)の区域内の土壤の搬出の規制

(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令「罰則担保」)

- ②搬出土壤に関する管理票の交付及び保存の義務

- ③搬出土壤の処理業についての許可制度の新設

- (4) その他

- ①汚染土壤の処理を業として行なおうとする者は事業に供する施設ごとに施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。許可是5年ごとにその更新を受ける。

- ②指定調査機関の信頼性の向上

調査機関は指定の基準に適合し、指定は5年ごとにその更新を受ける。技術管理者を選任する。

- ③その他所要の規定の整備

**「語句の解説」**

一定規模以上の土地：今回の改正法律においては具体的な数値はみられず

要措置区域：健康被害のおそれがあり、汚染の除去等の措置を講ずる必要のある土地

形質変更時要届出区域：健康被害のおそれはないが、土地の形質の変更をするときの届出が必要な土地

一般情報ストックホルム条約第4回締約国会議（COP4）において新たに9種類の物質の付属書追加が決定される

(経済産業省・環境省発表 2009.05.12)

平成21年5月4日～8日にジュネーブで開催された第4回締約国会議（COP4）において、以下に示す物質が同条約の附属書[A]（廃絶）、附属書[B]（制限）又は附属書[C]（非意図的放出の削減）に追加された。今後、国際的に協調して廃絶・制限に向けた取組が行なわれる。

## 1. 追加された物質名（附属表の区分、主な用途及び決定された主な規制内容は参考表を参照）

クロルデコン、リンデン、テトラ・ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモビフェニル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS 及びその塩、PFOSF）、ペンタクロロベンゼン、ヘキサ・ヘプタブロモジフェニルエーテル、 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン：（ $\alpha$ -HCH）， $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン（ $\beta$ -HCH）

## 2. 日本での対応

改正される附属書の発効は、国連事務局の通報から1年後となる。日本では、それまでに、条約で定められている規制内容に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）や輸出/輸入貿易管理令等により、原則、これら物質の製造・使用等が禁止される予定。

なお、「PFOSとその塩及びPFOSF」については、我が国に必須の特定の用途のものは適用除外される予定。

## 3. 参考：「POPs条約」、平成18年度の締約国数は124カ国

残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）とは、環境中で分解されにくく、生物に蓄積されやすく、かつ毒性が強いといった性質をもった化学物質の総称。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約という。

この条約では既に環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるアルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、トキサフエン、マイレックス、ヘキサクロロベンゼン、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT、ダイオキシン、ジベンゾフランのPOPs類（12種）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している。

## 参考表：ストックホルム条約第4回締約国会議（COP4）にて附属書に追加された新たな物質類

## 附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル	プラスチック 難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル
クロルデコン CAS No:143-50-0	農薬	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモビフェニル CAS No:36355-01-8	プラスチック 難燃剤	・製造・使用等の禁止
リンデン（ $\gamma$ -HCH） CAS No:58-89-9	農薬	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -アタマジラミ、疥癬の医薬品用の製造と使用
$\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-84-6	リンデンの 副生物	・製造・使用等の禁止
$\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン CAS No:319-85-7	リンデンの 副生物	・製造・使用等の禁止
ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル	プラスチック 難燃剤	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) -当該物質を含有する製品のリサイクル

## 附属書Bへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）と その塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOSF） CAS No: 1763-23-1 CAS No: 307-35-7	撥水撥油剤、 界面活性剤	・製造・使用等の禁止 (以下の目的・用途を除外する規定あり) -写真感光材料-半導体用途、フォトマスク、 医療機器、金属メッキ、泡消火剤、カラープリンター用電気電子部品、医療用CCDカラー フィルターなど

## 附属書A及びCへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ペンタクロロベンゼン CAS No: 608-93-5	農薬	・製造・使用等の禁止 ・非意図的生成による排出の削減

## 受審者からひとこと

ISO14001認証取得にあたり

株式会社ホンダソルテック  
ISO事務局 村上 正

### 1. 会社紹介

当社は、太陽電池の製造・販売を手がけるHondaの100%出資子会社として、2006年12月に設立され、2007年10月から量産を開始しました。

Hondaの次世代型太陽電池は、材料にシリコンを使わず、銅－インジウム－ガリウム－セレン(CIGS)化合物薄膜を使用することで、製造過程での消費エネルギーを、従来の結晶シリコン系太陽電池と比較して約半分に抑えることが可能な、製造時から環境に優しい太陽電池です。

国内の一般家庭用向け及び産業用、公共用向けに全国販売を展開しており、現時点での年間生産能力は27.5メガワット(約9,000世帯分)です。

Hondaは環境負荷低減のために、四輪車などのクリーン化やCO<sub>2</sub>低減に積極的に取り組んできました。当社での次世代型太陽電池の事業化で、地球に優しい持続可能な社会の実現に向けての取り組みをさらに加速させます。

### 2. 導入の背景

社会的に広く環境対応が求められる状況の中で、環境に優しい太陽電池の製造・販売を手がける会社として、環境保護活動への取り組みは必要不可欠と考えます。事業を進めていく上で、環境への影響を低減するために、環境マネジメントシステムを構築し、環境の国際規格であるISO14001の認証を取得し、維持運用していくことが社内外の要請に応えることになると考えました。

### 3. 認証取得への取り組み

会社の3期目(2008年4月～2009年3月)でのISO取得という中期計画があったものの、環境と品質の両方を同時に進めることは、当社の規模(従業員数約130名)から見て無理があると考え、まずはISO14001の認証取得に向けて活動することにしました。

取得目標、2009年3月ということで、目標は明確な

のですが、どう進めていけばよいのか、よく分かりません。同じ敷地内にある、本田技研工業(株)熊本製作所(Kss)の環境担当部門に話を聞こうということで、ワイガヤ(わいわいがやがや)の場を設けてもらいました。その結果、審査機関はKssと同じJARIにお願いする、外部コンサルタントは利用しない、不明な点はKssに問い合わせるということで、Hondaの環境年次レポートや、環境マニュアル、要領書、帳票類を参考資料としてシステム構築を進めていくことになりました。

社長に環境方針を策定してもらい、環境総合責任者を中心に、事務局2名(他業務と兼務)、各部門の環境委員3名という体制を構築し、展開日程表を作成しました。「環境マネジメントマニュアル」や、それに基づく、胸ポケットに入れて携帯できる「環境ポケットマニュアル」を作成し、全従業員に配付、環境教育を実施しました。それと平行して、各部門で著しい環境側面の特定、目的・目標の設定、実施計画の作成を行いました。2008年6月には、推進委員3名と事務局1名が外部教育機関の内部監査員研修を受講し、社内の内部監査経験者と一緒に内部監査を実施し、マネジメントレビュー、外部監査へつなげました。

### 4. システム導入のメリット

環境側面の抽出と環境影響評価を実施する中で、いろいろな局面での環境影響を考慮する習慣ができました。設備の待機電力削減、事務所の昼休み消灯、食堂の残飯削減、廃棄物分別表の作成と分別実施などなど。

環境に優しい太陽電池の製造・販売自体が有益な環境影響です、ということに加えて、会社全体で環境意識を一段と高めることができたことが一番のメリットだと考えています。

### 5. 今後の活動

2009年3月に認証を取得し、やっとスタートラインに立てたと思っています。4月からの年間活動について実施計画書を作成し、構築した環境マネジメントシステムの本格的な運用を進めているところです。まさに本番はこれからです。

最後に、今回の認証取得に当たりご協力を頂きました皆様に対し、お礼と感謝を申し上げます。



発行所

財団法人 日本自動車研究所 審査登録センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館12階

TEL 03-5733-7934 (代表) FAX 03-5401-2834

ホームページアドレス <http://www.jari-rb.jp/>

発行責任者 上級経営管理者 黒田 哲平

通巻 第147号 2009年6月15日

編集人 事業部 部長 須藤 英夫

印刷所 株式会社 高山

茨城県つくば市塙崎1887

送付先変更連絡アドレス [rb-news@jari.or.jp](mailto:rb-news@jari.or.jp)